公立大学法人大分県立芸術文化短期大学と株式会社コンベンションリンケージとの 相互協力に関する協定書

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学(以下「甲」という。)と株式会 社コンベンションリンケージ(以下「乙」という。)は、相互の協力事業を 推進することにより、芸術・文化の振興及び地域と大学の交流を促進し、共 に発展していくことを目的として、以下のとおり協定を締結する。

- 1 甲は、甲の教育目的である「芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与する こと」に基づき、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成すること を目指し、乙との協力事業を実施する。
- 2 7は、7が大分県内で管理運営する施設とその周辺の人材を最大限に活用し、県内の 芸術・文化の持続的な発展につなげるため、甲との協力事業を実施する。
- 3 甲及び乙は、産学連携モデルとなるよう高い志を持って取り組む。
- 4 甲は、乙が行う芸術・文化活動に積極的に参加し、協力するとともに、乙に対し学術 的及び芸術的視点から、人間性豊かな人材づくりに関する各種の情報提供及び助言を行う。
- 5 協力事業の具体的内容については、甲乙双方が別途協議して定める。

この協定の成立を証するために、協定書2通を作成し、各代表者が署名及び押印のうえ、 各1 通を所持する。

平成24年 8月 1日

甲



公立大学法人大分県立芸術文化短期大学



理事長 中山 欽吾

7



株式会社コンベンションリンケージ

TAIS TE A

代表取締役 平位 博昭

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学と株式会社コンベンションリンケージとの 相互協力に関する協定に基づく覚書

「公立大学法人大分県立芸術文化短期大学と株式会社コンベンションリンケージとの相互協力に関する協定書」第5に基づき、次のとおり定める。

(協力事業)

- 第1条 協力事業の内容は、以下のとおりとする。
 - (1)甲は、乙の要請に基づき、乙が企画する芸術・文化ワークショップに教員又は学生(以下「教員等」という)を講師として派遣する。
 - (2) 乙は、甲の要請に基づき、乙が大分県内において指定管理者として運営管理を行う施設部分(以下「乙の指定管理施設」という。)において、甲の学生を対象としたインターンシップの受け入れをおこなう。
 - (3) 甲が乙の指定管理施設を演奏会場や展示会場、講習会場等として使用する場合、乙は、会場予約の便宜を図り、それらの催しが乙と共催の場合は会場使用料の一部を負担する。
 - (4) 相互のノウハウを活用し、芸術・文化向上のため持続的な協力事業を行う。
 - (5) その他、この協力事業が芸術・文化創造の情報発信となるよう努める。

(教員等の派遣)

- 第2条 前条第1項に規定する事項については、以下のとおりとする。
- (1) 甲が派遣する教員等は、甲、乙協議して決定する。
- (2) 乙は、甲の派遣する教員等に謝金及び旅費を支給する。
- (3) 乙の支給する謝金額は甲、乙協議の上その都度決定する。旅費は、実費を支給する。

(催事会場の費用負担等)

第3条 第1条第3項の場合の乙の負担は、会場使用料(付属設備等を除く)の2分の1 に相当する額とする。

(協定期間)

第4条 この協定書の有効期間は、締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとする。

(その他)

第5条 この覚書に定めるもののほか、協力事業に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

この覚書は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

平成24年 8月 1日

甲 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学理事長 中 山 欽



乙 株式会社コンベンションリンケージ代表取締役 平 位 博

